

平成 2 5 年度 第 1 回
(2 0 1 3 年度)

吹田市都市計画審議会

日 時 平成 2 5 年 7 月 9 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

吹田市都市整備室

平成 25 年度第 1 回都市計画審議会会議録

平成 25 年 7 月 9 日

杉本 参事 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成 25 年度（2013 年度）第 1 回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして太田副市長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

太田 副市長 皆さんこんにちは。副市長の太田でございます。本年度第 1 回目となります、都市計画審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、暑さの厳しい中、また公私とも大変ご多用の中ご出席賜りましてまことにありがとうございます。また平素本審議会におきまして本市のまちづくりの根幹であります用途地域などの重要な事項に関しまして、大局的な立場からご意見、多くのご意見ご助言をいただけて、重ねてお礼申し上げます。

さらに、既に報道を通じてご存じのこととは存じますが、国立循環器病研究センターの移転先が吹田操車場跡地に決定されましたことを改めてご報告をさせていただきます。今後、関連企業の誘致などを進め、ナショナルセンターのある街として、さらなる発展を遂げるよう努めてまいります。この場をおかりし、これまでの皆様のお力添えに感謝を申し上げますとともに、今後一層のご支援を賜りますよう、あわせてお願いを申し上げます。

さて、本日もご審議をいただきます諮問案件は、北部大阪都市計画道路の変更が 2 件、用途地域の変更、高度地区の変更の合計 4 件でございます。また、報告事項といたしまして、都市計画マスタープランの見直しの進捗状況をご説明申し上げたいと思っております。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが

ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

杉本参事 ありがとうございます。では、これより、太田副市長から吉田会長へ諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(太田副市長から会長へ諮問書を手渡す)

太田副市長 よろしくをお願いいたします。

吉田会長 お預かりします。

杉本参事 ありがとうございます。次に、前回審議会以後委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず最初に、3月26日付で関係行政機関としまして就任いただきました、吹田警察署長の山下委員でございます。

山下委員 山下でございます。よろしくお願いいたします。

杉本参事 続きまして、6月5日付で就任いただきました市議会議員の委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、榎内委員でございます。

榎内委員 榎内です。よろしくお願い致します。

杉本参事 足立委員でございます。

足立委員 足立です。よろしくお願い致します。

杉本参事 西川委員でございます。

西川委員 西川です。よろしくお願い致します。

杉本参事 橋本委員でございます。

橋本委員 橋本です。よろしくお願い致します。

杉本参事 井上委員でございます。

井上委員 井上でございます。よろしくお願いいたします。

杉本参事 木村委員でございます。

木村委員 木村裕です。よろしく申し上げます。

杉本参事 坂口委員でございます。

坂口委員 坂口でございます。よろしくお願いたします。

杉本参事 玉井委員でございます。

玉井委員 玉井です。よろしく申し上げます。

杉本参事 上垣委員でございます。

上垣委員 上垣です。ことしも引き続き、よろしくお願いたします。

杉本参事 引き続きまして、各委員のご紹介をさせていただきます。

最初に吉田会長でございます。

吉田会長 吉田でございます。お願いたします。

杉本参事 榎谷会長職務代理者でございます。

榎谷会長職務代理者 榎谷でございます。よろしく申し上げます。

杉本参事 寺西委員でございます。

寺西委員 寺西でございます。よろしくどうぞ、申し上げます。

杉本参事 澤木委員でございます。

澤木委員 澤木でございます。よろしくお願いたします。

杉本参事 柏原委員でございます。

柏原委員 柏原でございます。よろしく申し上げます。

杉本参事 神戸川委員でございます。

神戸川委員 神戸川でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

杉本参事 小林委員でございます。

小林委員 小林でございます。よろしく申し上げます。

杉本参事 なお、上南木委員は少し遅れるという連絡が入っております。

なお、岡委員と宇佐美委員は本日欠席となっております。

続きまして、市の出席者を紹介させていただきます。

副市長の山中でございます。

山中副市長 山中でございます。お世話になります。どうか、よろしく願いします。

杉本参事 副市長の太田でございます。

太田副市長 太田でございます。よろしく願いいたします。

杉本参事 事務局で都市整備部長の森でございます。

森都市整備部長 森でございます。よろしく願いします。

杉本参事 次長の野上でございます。

野上次長 野上でございます。よろしく願いします。

杉本参事 都市整備室長の松本でございます。

松本室長 松本でございます。よろしく願いいたします。

杉本参事 都市整備室参事の武田でございます。

武田参事 武田でございます。よろしく願いします。

杉本参事 同じく主幹の藤原でございます。

藤原主幹 藤原です。よろしく願いいたします。

杉本参事 主査の清水でございます。

清水主査 清水です。よろしく願いします。

杉本参事 主査の亀川でございます。

亀川主査 亀川です。よろしく願いします。

杉本参事 主査の壇野でございます。

壇野主査 壇野です。よろしく願いします。

杉本参事 主任の山崎でございます。

山崎主任 山崎です。よろしく願いします。

杉本参事 主査の天野でございます。

天野主査 天野でございます。よろしく願いします。

杉本参事 係員の山本でございます。

山本係員 山本と申します。よろしくお願いいたします。

杉本参事 本日の議案に関連いたしまして、吹田操車場跡地まちづくり室から出席させていただきます、総括参事の上野でございます。

上野総括参事 上野でございます。よろしくお願いいたします。

杉本参事 主査の玉木でございます。

玉木主査 玉木です。よろしくお願いいたします。

杉本参事 主査の辻本でございます。

辻本主査 辻本です。よろしくお願いいたします。

杉本参事 同じく道路公園部から出席させていただきます、道路公園部長の後藤でございます。

後藤部長 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

杉本参事 次長の石橋でございます。

石橋次長 石橋でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

杉本参事 道路公園企画室長の久保田でございます。

久保田室長 久保田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

杉本参事 道路公園整備室総括参事の北川でございます。

北川総括参事 北川でございます、どうぞ、よろしくお願いいたします。

杉本参事 道路公園企画室参事の船木でございます。

船木参事 船木でございます。よろしくお願いいたします。

杉本参事 同じく、主幹の野口でございます。

野口主幹 野口でございます。よろしくお願いいたします。

杉本参事 同じく、主査の石本でございます。

石本主査 石本でございます。よろしくお願いいたします。

杉本参事 最後に私、事務局の都市整備室参事の杉本でございます。どうぞ、よろ

しくお願いいたします。

それでは、本日の資料のご確認をさせていただきます。本日の審議会の議案書とA3判カラー刷り2枚になっております議案第1号から第4号の概要版につきましては、先にお配りをさせていただいております。本日、お席のほうに配布させていただいております資料としまして、本日の次第、座席表、委員名簿、白黒刷りのものです。それから、都市計画審議会条例及び施行規則、それから傍聴に関する取扱い要領。3枚ホッチキスで留めております。

本日の議案に関します資料としまして、A3判カラー刷り2枚になっております、資料1。それから同じくA3のカラー刷り2枚になっております、資料2でございます。それからもう一つ、A4判のカラー刷り両面印刷で10ページあります、資料3でございます。それから報告事項、吹田市都市計画マスタープラン見直しに関します資料でございますが、A4判カラー刷り両面4ページの資料4でございます。分厚い冊子になっておりますが、資料5でございます。ひもで綴じております、分厚い資料になっております。それと、吹田市都市計画マスタープランの冊子が用意されていると思います。

それと、大変申し訳ございませんが、議案書の一部に資料の差し替えがございますのでお願いいたします。議案書の5ページと12ページですが、先にお配りさせていただいているこのページの路線名等が入っておりませんでしたので、本日お配りさせていただいている資料と差し替えをお願いいたします。

以上でございますが、お手元のない資料がございましたらお持ちいたしますが。よろしいでしょうか。

それではこの後の議事、吉田会長、進行のほうよろしくお願いいたします。

吉田会長 はい。本日はお暑い中、またご多忙のところ、当審議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、ご案内ございましたが、本日、岡委員、宇佐美委員から欠席のご通知、

2名の欠席ということでございますが、過半数のご出席をいただいておりますので、吹田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立していることをまずは確認させていただきます。

本日ご審議いただきます案件は、先ほど資料確認もございましたが、議案書に打ち出されております4件でございます。さらに報告事項、マスタープランの見直しについてということが用意されているということでございます。皆様の慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます。

本日、傍聴の申し出、ございますでしょうか。

藤原主幹 はい、ございます。3名いらっしゃいます。

吉田会長 3名ですか。そうしましたらお入りいただくよう、ご案内ください。

(傍聴人 入室)

吉田会長 傍聴の方、3名おいでいただいたようですが、審議会長の吉田栄司と申します。審議中、傍聴におきまして静粛にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、これより審議事項、議案第1号から第4号まで、これらは実は連動している案件、都市計画道路の変更ということで1号が府の変更、それに関連する形で市の変更が2号、3号、4号と続くということで事務局のほうから一括してご説明をいただきたく思います。よろしくお願いいたします。はい、どうぞ。

天野主査 都市整備室の天野でございます。今回諮問させていただきます案件は「都市計画道路の見直し」及び「吹田操車場跡地まちづくり」に伴う変更案件でございます。うち、「都市計画道路見直し」につきましては、平成22年度から大阪府下一斉の見直しに合わせて取り組みをしてまいりました。議案書のご説明に先立ちまして「都市計画道路の見直し」の取り組み及び概要について道路公園部よりご説明させていただきます。

吉田会長 はい、お願いします。

船木参事 道路公園企画室の船木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「都市計画道路の見直し」の取り組み概要及び評価結果についてスクリーンを用いてご説明させていただきます。座って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

吉田会長 はい、よろしく。

船木参事 まず初めに、配付資料の説明をさせていただきます。

資料1は大阪府で作成された都市計画道路の見直しの基本方針の概要版でございます。資料2は吹田市で作成いたしました都市計画道路の見直しの基本方針の概要版でございます。資料3につきましては、その後スクリーンを用いてご説明いたします、大阪府決定分及び吹田市決定分の路線の評価結果の説明資料でございます。資料3の1ページ上段の図面は、吹田市域における府決定・市決定分の廃止・変更に係る路線の全てをお示ししております。図中赤枠にて記載しております路線が府決定分、緑枠にて記載しております路線が市決定分を表しております。

また、8ページ上段の図面は、特に市決定分の路線を抜き出してお示しをしたものになっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに取り組みについてでございますが、大阪府の都市計画道路見直し作業の経過を簡単にご説明申し上げます。平成22年12月に大阪府都市計画審議会において都市計画道路見直し基本方針(案)の報告がされ、同年12月24日から平成23年1月24日まで基本方針(案)のパブリックコメントを実施されました。このパブリックコメントに対する提出意見は8件であり、平成23年2月に募集結果の報告をなされました。その後平成23年3月に都市計画道路の見直し基本方針を策定するとともに、市町村へ「各路線の見直しカルテ」の作成及び提出の依頼を行い、評価作業を開始されたものでございます。その後、平成24年2月見直しの評価素案が提示がされ、本市との協議を開始しております。平成25年3月には2回、4月に1回の合計3回、本市との共催による地元説明会を開催いたしました。3日間で合計

94名の出席がございました。

次に、吹田市の都市計画道路見直し作業の経過をご説明いたします。大阪府の評価素案の提示を受けまして、平成24年10月に経営戦略会議におきまして「大阪府の都市計画道路の見直しに合わせて吹田市の都市計画道路の見直しを行っていく」という方向性を決定し見直しカルテの作成及び評価作業を開始いたしました。その後、平成24年12月に基本方針（案）及び評価（素案）のパブリックコメントを実施いたしました結果、意見提出はございませんでした。その後、平成24年12月に基本方針の策定を行い、平成25年1月の政策会議において都市計画道路の見直し評価（案）のご承認をいただいたところでございます。この間、本審議会に進捗の報告をさせていただいております。

それでは、地元説明会において発言されました、主なご意見についてご紹介いたします。

- 1．道路は都市の骨格を示す重要なものであり、交通量だけを見た場合、現状で大丈夫と言えるかもしれないが、前述の観点から言えば必要な道路もあるのではないか。
- 2．今回の都市計画道路の廃止により都市計画税額は変わるのか。税額が上がって困る人もいると思うが、救済措置を検討することはないのか。
- 3．バスや大型車両が通行できない現状や大規模開発が行われる等の現状を認識しての廃止という評価なのか。
- 4．今回の変更案は妥当であり、個人的には賛成である。
- 5．今回の見直しにより「存続」となった路線はどこか。

といった意見がございました。

続きまして、平成23年3月に策定されました大阪府の「都市計画道路の見直しの基本方針」についてご説明申し上げます。

今後予測される人口減少などの社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画決定後、事業着手されていない都市計画道路について、計画の必要性、事業の実現性を再

点検し、計画の「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定するための基本的な考え方を示したものでございます。

近年の「社会経済情勢の変化」に伴う、都市計画道路の見直しの背景についてご説明いたします。

一つ目が、「人口増加、拡大型社会」から「人口減少、成熟型社会」へということで、今後本格的な人口減少社会が到来すると予測されております。平成47年には大阪府の人口は平成22年と比較して13%減の約117万人も減少すると予測されております。特に15歳以上から64歳までの、いわゆる「生産年齢人口」は64%から56%に減少し、逆に65歳以上の老年人口は23%から35%へ増加すると予測されております。そのため、将来の交通需要は減少し道路の量的な拡充の必要性は低下すると考えられております。

二つ目は、人口減少に伴う交通量の減少です。グラフは、青色の線が、平成2年の交通量調査に基づく予測値で、赤色は平成11年調査、緑色は平成17年の調査によるものでございます。実際の交通量そのものは、平成11年をピークに、平成17年は減少傾向に転じております。そして、平成17年調査に基づく予測では初めて将来交通量が減少していくものと考えられております。

三つ目が、公共投資の制約です。厳しい財政状況が続く中、府や市、町の公共投資額は、年々圧縮・抑制されてきており、大阪府の道路予算ではピーク時に比べて65%減で、今後も財政的な制約がさらに続くものと考えられております。

また、橋梁などのこれまでに整備してきた都市基盤施設が一斉に更新時期を迎え、維持管理費の増大が考えられております。今後、選択と集中によるインフラ整備と維持管理のマネジメントが必要になると考えております。

次に、大阪府内の都市計画道路の現状ですが、高度経済成長期の急激な都市の拡大に対応するため、昭和30年代から40年代にかけて、数多くの都市計画道路が決定されており、その多くは未着手であります。具体的には、現在、府域の都市計画

道路は、全体で2,040キロメートルあり、そのうち714キロメートルが未整備となっております。未整備延長のうち、約95%が都市計画決定されてから30年以上経過しているといった状況で、高度経済成長期に都市計画決定した数多くの路線は、今日とは時代背景が大きく異なり、既にその意義を失っているものもございます。

また、幅員などにおいて現在の道路規格に適合しないものもあります。そのため、成熟型社会の到来と社会経済情勢の変化を考慮して、都市計画道路を今後も必要なものと必要でないものにと仕分けし、行政の説明責任を明確にするとともに不要な権利制限を解除しようとするものであります。

見直しの評価内容につきましては、長期未着手となっている都市計画道路の必要性に加えて、実現性も加味することと考えております。必要性の面では交通処理や交通安全、市街地形成などの諸機能について評価いたします。

次に、実現性として、公共投資額から概ね30年以内に着手できるかどうかや、支障物件や道路構造の問題などから評価しまして総合的に存続または廃止の判断を行うこととしております。

以上について、都市計画道路の見直しフローチャートに従い評価することとしております。ここまでが都市計画道路の見直しの基本方針についての説明でございます。

続きまして、今回見直しを行いました都市計画道路のうち、変更を行う、大阪府決定の6路線、吹田市決定の2路線について、ご説明申し上げます。

それでは、大阪府決定の路線からご説明させていただきます。

まず、都市計画道路豊中岸部線については、吹田市春日二丁目の豊中市境から吹田市南正雀五丁目の大阪市境までの、延長約5,950メートル、幅員22メートル、4車線で昭和34年に計画決定された路線で一部府道豊中摂津線と重複しております。本路線の豊中市境から新御堂筋までの区間につきましては、並行する現道の府道（旧）大阪中央環状線と豊中市道で交通処理が可能と考えております。本路線は緑の拠点を結ぶ道路であるため環境形成機能の必要性はありますが、地形上の高低差が大

きく、大規模構造物が必要になるなど事業の実現性は低いものと考えております。

以上から豊中岸部線については、延長約470メートルについて廃止としております。

次に、南千里岸部線についてですが、豊中市新千里南町三丁目地内から吹田市芝田町地内までの、延長約5,030メートル、幅員12メートルから25メートルで昭和34年に計画決定された大阪府決定路線の一部でございます。未着手区間の岸部北五丁目地内から芝田町地内までの延長約740メートルについて、東部拠点整備に関連した道路であります。交通処理・交通安全・市街地形成・防災・環境形成の各機能の必要性が低いため廃止とするものでございます。

次に、都市計画道路大阪高槻京都線は、吹田市西御旅町の大阪市境から一部摂津市を通過し、茨木市境まで延長約7,450メートル、幅員15メートル、2車線で昭和34年に計画決定された路線で、府道大阪高槻京都線と重複しております。本路線の交通処理機能については、現道の大阪高槻京都線と現在事業中の都市計画道路十三高槻線により満足するものと考えております。また本路線については計画幅員に対して歩道幅員が不足している区間が二箇所ございます。

まず一箇所目は、吹田市片山町一丁目付近における都市計画道路佐井寺片山高浜線と交差する片山町二丁目東交差点で、この区間は一定の歩道空間が確保されていることから今後、都市計画事業による整備は考えておりません。このため、本区間については前後の都市計画幅員に合わせて幅員18メートルから21メートルを18メートルに変更する予定でございます。

また、摂津市域の大阪高槻京都線と千里丘三島線が交差する千里丘交差点部分において、この区間は一定の歩道空間が確保されていることから、今後都市計画事業による整備は考えておりません。このため、本区間についても前後の計画幅員に合わせて、幅員15メートルから19メートルを15メートルに変更する予定でございます。

次に、都市計画道路上新庄神境線は、吹田市東御旅町の大阪市境から吹田市南高浜

町の安威川までの、延長約 1,440メートル、幅員 12メートル、2車線で昭和 21年に計画決定された路線で、一部府道相川停車場線と重複しております。本路線の安威川より北側の区間は既に整備済みで、安威川より南側の未整備区間は北行きの一方通行で現状大きな混雑は見られないことから交通処理機能の必要性は低いものと考えております。本路線の未整備区間は歩道空間が確保されていないため、交通安全機能の必要性はありますが、今後都市計画事業による整備は考えておりません。

以上から、上新庄神境線については全線廃止を予定しております。

次に、都市計画道路春日豊津線は、吹田市春日一丁目の豊中市境から吹田市垂水町一丁目の府道豊中吹田線までの、延長約 2,890メートル、幅員 8メートルで昭和 34年に計画決定された路線で、一部府道吹田箕面線と重複しております。本路線の重複する府道吹田箕面線の現況交通量を調べますと、平成 22年の一日当たりの交通量は 6,300台で、平成 17年の交通量と比較すると 5%の減少傾向にあり、また市道と重複する区間についても 2車線が既に確保されていることから、現道での交通処理が可能と考えております。本路線の一部区間で歩道が未整備ではありますが、計画幅員が 8メートルのため、今後、都市計画事業による拡幅は考えておりません。

以上から、春日豊津線については全線廃止を予定しております。

次に、都市計画道路服部西之庄線については、吹田市江坂町二丁目の豊中市境から吹田市西の庄町の府道大阪高槻京都線までの、延長約 2,820メートル、幅員 8メートルで、昭和 21年に計画決定された路線で府道豊中吹田線と重複しております。本路線に重複する府道の現況交通量を調べますと、新御堂筋より西側については平成 22年の一日あたりの交通量は約 9,000台で、新御堂筋より東側の豊津駅までの区間については、西行き一方通行で大きな混雑はなく、また豊津駅から府道大阪高槻京都線までの区間は、2車線が確保されており現道での交通処理が可能と考えております。本路線の未整備区間は、歩道空間が確保されていないため交通安全機能の必要性はありますが、今後、都市計画事業による拡幅は考えておりません。

以上から、服部西之庄線については全線廃止を予定しております。

続きまして、今回見直しを行いました市決定の都市計画道路千里丘豊津線の山手地区及び摂津市域であります起点部、または南正雀吹東線の2路線3区間について変更の概要をご説明いたします。

まず都市計画道路千里丘豊津線（山手地区）につきましては、摂津市千里丘二丁目地内から吹田市出口町一丁目地内までの、延長約5,070メートル、幅員12メートルで昭和34年に計画決定された路線の一部でございます。この区間は都市計画道路佐井寺片山高浜線と、都市計画道路服部西之庄線（府道豊中吹田線）を結ぶ延長約1,410メートル、幅員12メートルで本路線の終点部の都市計画道路服部西之庄線（府道豊中吹田線）との接合部におきまして阪急電車の踏切との距離が近く交通処理に問題があり、交通処理機能の必要性は高くないと考えております。また一部区間で整備を要しますが、本路線の南側に位置します市道片山町21号線及び出口町1号線におきまして、一部機能の代替道路となり得るものと考えております。次に本路線の区間内の約560メートルにわたって山の谷水路の暗渠化が必要であること、佐井寺片山高浜線との接合部の高低差が大きく大規模構造物が必要であり、実現性は困難であると考えております。

以上のことから千里丘豊津線の山手地区につきましては、延長約1,410メートルについて廃止を予定しております。千里丘豊津線の千里丘地区におきましては、先ほどの府の大阪高槻京都線の変更に伴い、起点の位置が変更となっております。

続きまして、「自転車・歩行者専用道」等の特殊街路であります都市計画道路南正雀吹東線につきましては、吹田市南正雀二丁目地内から吹田市吹東町地内までの、延長約1,570メートル、幅員5メートルから12メートルで昭和57年に計画決定された路線の一部でございます。この区間は延長約270メートル、幅員8メートルで本路線の南側に味舌水路整備事業により市道南正雀川園1号線が既に整備されており、代替道路としての機能を有していることから必要性は低いものと考えています。

以上のことから、南正雀吹東線につきましては未整備区間 270メートルとその西側の既に整備済みの区間 350メートルの合計 620メートルにつきまして廃止を予定しております。

以上で都市計画道路の変更についての説明を終わらせていただきます。

天野主査 続きまして、都市計画変更について計画書に沿って前のスクリーンでご説明させていただきます。

なお、議案第1号から議案第4号までは相互に関連する案件となっておりますので一括してご説明させていただきます。

吉田会長 お願いします。

天野主査 議案第1号、北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について。議案書は1ページから7ページでございます。

議案書1ページをご覧ください。

標題のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第18条第1項の規定に基づき本市の意見を大阪府に回答するに当たり、本審議会の意見を伺いたく諮問させていただくものでございます。

次に議案書3ページでございます。

変更理由は都市計画道路豊中岸部線ほか5路線について、平成23年3月策定の「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり変更しようとするものでございます。

次に議案書6ページから7ページのA3サイズで折り込んだ新旧対照表をご覧ください。6ページの表、新旧対照表は法定の様式になっており、分かりにくく申し訳ございませんが、左側が変更前、右側が変更後で、それぞれ縦の列に種別、ここでは幹線街路。次に名称の欄に番号と路線名をお示ししております。続いて、位置、起点終点など。続いて区域欄に延長、そして構造欄に構造形式、車線数、幅員などをお示ししております。

路線ごとに変更内容の概要についてスクリーンでご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

一つ目は都市計画道路豊中岸部線でございます。6ページの新旧対照表では、1段目の路線名、豊中岸部線でございます。本路線は、吹田市の西端に位置する春日二丁目から南東に位置する南正雀二丁目を起終点とし、延長約5,950メートル、代表幅員22メートルの幹線街路でございます。このうち、変更区間は青色の区間でございます。

変更区間の周辺の状況を写真でお示しいたします。周辺には吹田・豊中両市にまたがる都市計画緑地服部緑地や竹林などが広がっております。本路線の変更内容でございます。変更区間約470メートルについて廃止するものでございます。変更後の路線延長は約5,480メートル、起点は春日四丁目となります。

次に、6ページの表では右側中ほどにお示ししております。二つ目の変更路線の都市計画道路南千里岸部線でございます。本路線は、豊中市新千里南町三丁目から吹田操車場跡地まちづくり区域に至る路線で、延長約5,030メートル、代表幅員18メートルの幹線街路でございます。このうち、変更区間は青色の区間でございます。変更区間の周辺の状況を写真でお示しします。周辺には住宅や業務施設等が立地しております。本路線の変更内容でございます。変更区間約740メートルについて廃止するものでございます。変更後の延長は約4,290メートル、終点は岸部北五丁目地内、都市計画道路大阪高槻京都線に至る路線となります。

次に、6ページの表は1番下のところとなります。三つ目の都市計画道路大阪高槻京都線でございます。本路線は本市南端に位置する西御旅町から一部摂津市域を通過し本市新芦屋下に至る路線でございます。延長約7,450メートル、代表幅員15メートルの幹線街路でございます。このうち、変更区間は青色で着色しております2区間ございまして、一つが本市片山町二丁目東交差点、二つ目が摂津市千里丘交差点でございます。変更区間の周辺の状況を写真でお示しします。こちらは、本市片

山町二丁目東交差点の変更区間でございます。府道大阪高槻京都線が供用しており、沿道にはアサヒビール工場、片山町交番、店舗等が立地しております。こちらは、同じく片山町二丁目東交差点の変更区間をメロード吹田より撮影したものでございます。

こちらは、摂津市千里丘交差点の変更区間でございます。先ほどと同じく府道大阪高槻京都線が供用しており、沿道には病院、工場、店舗等が立地しております。本路線の変更内容でございます。本市片山町二丁目東交差点における延長約210メートルの区間については、現在18メートルから21メートルの計画幅員を18メートルに変更するものでございます。

また、摂津市千里丘交差点における延長約180メートルの区間については、現在15メートルから19メートルの計画幅員を15メートルに変更するものでございます。

なお、6ページ下段の計画書につきましては、路線全体での代表幅員を表記するため、幅員変更に伴う計画書の記載内容に変更はございません。

次に、新旧対照表は7ページ上段でございます。四つ目の都市計画道路上新庄神境線でございます。本路線は本市南端に位置する東御旅町から南高浜町を起終点とし、延長約1,440メートル、代表幅員12メートルの幹線街路でございます。変更区間は青色の部分でございます。変更区間の状況を写真でお示しいたします。変更区間においては市道内本町東御旅線及び府道相川停車場線があり、その沿道は住宅等が立地しております。本路線の変更内容でございますが、全区間廃止するものでございます。

次に、五つ目の都市計画道路、春日豊津線でございます。7ページの表では中段。本路線は本市西端に位置する春日一丁目から阪急千里線豊津駅に至る路線でございます。延長約2,890メートル、代表幅員8メートルの幹線街路でございます。変更区間は青色の部分でございます。変更区間の状況を写真でお示しいたします。変更区間においては府道吹田箕面線及び市道千里山西春日線が供用しており、その沿道は住

宅や店舗等が立地しております。

本路線の変更内容でございますが、全区間廃止するものでございます。

次に、六つ目の都市計画道路、服部西之庄線でございます。7ページの表では最下段。本路線は本市西端に位置する江坂町二丁目から阪急千里線豊津駅を通過し、都市計画道路大阪高槻京都線に至る路線で、延長約2,820メートル、代表幅員8メートルの幹線街路でございます。変更区間は青色の部分でございます。変更区間の状況を写真でお示しいたします。変更区間においては、府道豊中吹田線が供用しており、その沿道は住宅や店舗等が立地しております。本路線の変更内容でございますが、全区間廃止するものでございます。

ただいまご説明いたしました、これらの都市計画変更案の内容について地元説明会を開催し、その後、大阪府都市計画公聴会規則に基づく原案の縦覧を行い、意見公述の受付を行いました。公述の申し出はございませんでした。

また、大阪府におきまして6月4日から18日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定でございますが、大阪府におきまして7月31日に開催予定の大阪府都市計画審議会の議を経た後、8月頃に都市計画変更を行う予定と聞いております。

以上が議案第1号のご説明でございます。

続きまして、議案第2号北部大阪都市計画道路の変更（吹田市決定）について、議案書は8ページから13ページでございます。

議案書8ページをご覧ください。表題のことについて本審議会でご審議いただくものでございます。

次に議案書10ページでございます。変更理由でございますが、二つございます。一つは「平成24年12月策定の吹田市都市計画道路見直しの基本方針」に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり千里丘豊津線及び南正雀吹東線について変更するものでございます。

二つ目は、吹田操車場跡地まちづくりの計画に合わせて都市計画道路岸部中千里丘線を追加するとともに既決定の都市計画道路、山田佐井寺岸部線ほか3路線について変更するものでございます。

次に、議案書13ページのA3サイズで折り込んだ新旧対照表をご覧ください。左側の表が変更前の計画書で、右側が変更後の計画書でございます。路線ごとに変更内容の概要についてスクリーンでご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

都市計画道路千里丘豊津線は、摂津市千里丘二丁目から本市阪急千里線豊津駅付近を起終点とし、延長約5,070メートル、代表幅員12メートルの幹線街路でございます。このうち青色の区間が変更区間でございます。変更区間の状況を写真でお示しいたします。市道朝日が丘山手線や山の谷水路があり、周辺には住宅、公共施設等が立地しております。本路線の変更内容でございます。13ページの新旧対照表では一番上段にお示ししております、変更区間約1,410メートルについて廃止するものでございます。変更後の延長は約3,660メートル、終点は朝日が丘町地内となります。これに伴いまして名称を千里丘豊津線から千里丘朝日が丘線に変更するものでございます。

次に、変更区間のうち摂津市千里丘二丁目地内におきまして、都市計画道路大阪高槻京都線の計画幅員が縮小されることに伴いまして、都市計画道路千里丘豊津線の起点を微調整するものでございます。なお、こちらの変更に伴う計画書の記載内容の変更はございません。

次に、13ページの対照表で一番下の段の特殊街路、南朱雀吹東線でございます。表の順番ではなく申し訳ございませんが、変更理由ごとにご説明させていただきます。この路線も先ほどの千里丘豊津線と同じく、都市計画道路見直しの方針に基づき、評価した結果、変更するものでございます。本路線は本市南西側に位置します南朱雀二丁目地内から吹東町を起終点とし、延長約1,570メートル、代表幅員12メートルの特殊街路でございます。特殊街路とは歩行者道など自動車以外の交通に供するた

めの道路でございます。変更区間は青色の部分でございます。変更区間の周辺の状況を写真でお示しいたします。市道南正雀川園1号線が供用し、周辺には住宅等が立地しております。本路線の変更内容でございます。変更区間約620メートルについて廃止するものでございます。変更後の延長は約950メートルで南正雀四丁目地内に至る路線となります。また、名称を南正雀吹東線から南正雀線に変更するものでございます。

次に、変更理由の二つ目の「吹田操車場跡地まちづくり」に伴う都市計画道路の変更についてでございます。13ページの表では下から2段目でございます。

まず、都市計画道路岸部中千里丘線でございます。本路線については、このたび吹田操車場跡地まちづくりに合わせて新たに市決定の路線として吹田市正雀下水処理場跡地を活用する線形で計画しております。これにより、既存の都市計画道路とのネットワークが改善されるとともに公有地の活用により早期実現が可能になるものと考えております。この岸部中千里丘線は本市岸部中五丁目地内を起点とし、正雀川を横断して摂津市千里丘七丁目地内を終点とする路線でございます。路線名称は起点終点の地名から岸部中千里丘線としております。また、延長は約550メートル、幅員18.5メートルでございます。なお、幅員につきまして、計画書においては整数で表記しますので、19メートルとしております。

次に、13ページの表で残しておりました幹線街路の4路線、都市計画道路山田佐井寺岸部線、天道岸部線、岸部千里丘線及び岸辺駅前線についてでございます。これらの4路線につきましては、いずれも吹田操車場跡地に接続する路線で、先ほど議案第1号大阪府決定のところでご説明しました、都市計画道路南千里岸部線の一部区間廃止に合わせて整理するものでございます。山田佐井寺岸部線の終点の変更、岸辺駅前線の起点の変更、岸部千里丘線の廃止、天道岸部線の終点を摂津市境界まで変更するものでございます。なお、これらは相互に補完するかたちで変更しておりますので、四つの路線全体での区間の線形や幅員は実質的には変わりません。

路線ごとの変更についてでございますが、山田佐井寺岸部線は終点の変更に伴い変更前延長約 3,840メートルから変更後延長約 3,680メートルとなり、天道岸部線は終点の変更に伴い変更前延長約 1,080メートルから変更後延長約 1,610メートルとなります。次に岸部千里丘線につきましては全区間廃止するものでございます。

最後に、岸辺駅前線につきましては、起点の変更に伴い変更前延長約 70メートルから変更後延長約 50メートルに変更するものでございます。

ただいまご説明いたしました都市計画変更案のうち都市計画道路千里丘朝日が丘線及び岸部中千里丘線につきまして、摂津市域に一部区域がありますことから、摂津市に対し意見照会を行ったところ意見はございませんでした。

また、ただいまご説明しました都市計画変更案につきまして6月4日から18日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

以上が議案第2号のご説明でございます。

続きまして、議案第3号北部大阪都市計画用途地域の変更（吹田市決定）について、議案書は14ページから20ページでございます。議案書14ページをご覧ください。表題のことについて、本審議会でご審議いただくものでございます。

次に、議案書16ページ、変更理由でございます。都市計画道路南千里岸部線及び都市計画道路岸部中千里丘線の変更に伴い用途地域の境界の整理を行い本案のとおり変更するものでございます。

次に、議案書19ページ、新旧対照表でございます。上段が変更後、下段カッコ内が変更前でございます。変更内容につきましてスクリーンでご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

現在都市計画道路南千里岸部線の中心線で境界としている用途地域の境界線を新たに追加する都市計画道路岸部中千里丘線の中心線に振りかえるものでございます。用

途地域のうち準工業地域が約 0.1ヘクタール増加し、第2種中高層住居専用地域が約 0.1ヘクタール減少するものでございます。なお、計画書につきましては整数で表記しますので変更はございません。

ただいまご説明しました都市計画変更の内容について、説明会を開催し、その後、6月4日から18日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

以上が議案第3号のご説明でございます。

続きまして、議案第4号北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）について、議案書は21ページから30ページでございます。議案書21ページをご覧ください。表題のことについて本審議会でご審議いただくものでございます。

次に、議案書26ページ、変更理由でございます。議案第3号の用途地域の変更に合わせ高度地区の境界の整理を行い、本案のとおり変更するものでございます。

次に、議案書29ページ新旧対照表でございます。こちらは高度地区の種類ごとの指定面積を表記しておりまして、上段が変更後、下段カッコ内が変更前でございます。変更内容をスクリーンでご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

用途地域と同様に現在都市計画道路南千里岸部線の中心線としている高度地区の境界線を新たに追加する都市計画道路岸部中千里丘線の中心線に振り替えるものでございます。よって、高度地区のうち16メートル第四種高度地区の面積が約 0.1ヘクタール増加し、16メートル第三種高度地区の面積が約 0.1ヘクタール減少するものでございます。

なお、計画書につきましては整数で表記しますので変更はございません。

ただいまご説明しました都市計画変更の内容について説明会でご説明し、その後、6月4日から18日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

以上が議案第4号のご説明でございます。

最後に議案第2号から議案第4号、いずれも吹田市決定案件の手続の流れについてご説明いたします。これらの案件につきましては、説明会を開催し、その後、都市計画法第17条に基づく縦覧を行いまして本日の審議会に諮問させていただいております。今後につきましては、本日の当審議会の議を経た後に相互に関連する「議案第1号、大阪府決定の都市計画道路の変更」と日付を合わせて都市計画決定する予定でございます。

以上が議案第1号から第4号までのご説明でございます。議案第1号は大阪府の決定案件ですので当審議会の委員の皆様にご意見を伺うものでございます。また、議案第2号から第4号までは当審議会でご審議していただくものでございます。

どうかよろしくご審議賜りましてご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

吉田会長 はい、ご説明いただいたのですが、よう分からん。難しいぞこれは。各委員、お思いではなかろうかと存じます。ちょっと簡単に振り返らせていただきますが、今、流れるようにご説明いただいたのですが、4号までの議案のうちの第1が重ねて申し上げますが、大阪府の決定を吹田市として認めるかどうかというか、意見がもしあればということが出てきているものです。ちょっと振り返らせていただきますが、1ページ、ひも綴りの審議会資料、黒ひも綴りの審議会資料の1号で市長からこの審議会宛てに意見を伺いたいというものが出ておまして。2ページをちょっと簡単に振り返らせてください。2ページ、大阪府のほうは大きく3路線について変更すると、2ページの一番上、豊中岸部線について、計画の必要性やら事業の実現性、そこら辺を評価し直して2ページの一番上のこの線についてを470メートルほどカットしてしまう。で、5,480メートルという距離にとどめる。真ん中、南千里岸部線については720メートル分カットして4,290ですか、いうところにとどめる。で、3路線目、大阪高槻京都線については一部幅員修正というふうなことをする。で、一番下は、分かりにくいですが2ページ一番下、二行書いてありますが、上新庄

の神境線というんでしたか、春日豊津線さらには服部西之庄線、これらについては廃止ということで大阪府のほうで計画変更をしてきている、これについて意見がもしあればということのようです。今申し上げた、事柄について理由と書かれている3ページ、何かよく分からんですけども廃止やら幅員変更やらが文字にするとうこうなると。地図で場所を確認すると4ページだと。その4ページ全体俯瞰図でAの部分を拡大したものが次のA4ページのAだと。そのAの4ページ、Aのすぐ下、B横長のものがあるけど、それは5ページの一番下Bという、こういう拡大図になると。その脇、JR岸辺の脇にCというのがあるけれど、これは交差、吹田駅、JRの吹田の駅の北側のところの幅員変更ということだけど、これは最低の幅員にとどめる。Dの千里丘に近いところについても最小限に幅員にとどめると。で、真ん中のEとかFとかというのはもう一部カットというふうに処理をするというような、そういう話でして、その後B4ページ、5、6ページ、7ページがありますが、先ほど申し上げたように、6ページのほうが3路線についての一番上が470メートル分カットする。新旧左右でそれを示していると。真ん中の南千里線というところは5,030メートル予定だったものを4,290へ740メートル分カットする。で、一番下の高槻京都線、ここについては幅員処理、ちょっとここは説明と違うというか6ページの一番下、横長の左右の新旧比較というか変更前後の比較でどこが変わっているかということ、交差点の箇所が変わっているというだけになっているけれども、先ほどここのご説明でここに打ち出されている6ページの一番下の欄の高槻京都線については幅員を15メートルから19メートルの予定だったものを15メートルという最低幅員にとどめるといふうなご説明だったかと思いますが、そういう数字で書かれていない、15メートルか15メートルのまま変更とは書かれていないんですが、ちょっと腑に落ちませんが、そういうことなんだろう、最低限の幅員にとどめるといふ変更で、7ページの3路線については右側が空欄になっている限りで、これはいわば廃止。廃止ということとは都市計画道路としての扱いをしないことにするということだということでお受け

止めいただければと思います。

議案 2 は、今度は吹田市のほうなのですが、吹田市のほうでも同じく北部大阪都市計画道路ということで設定をしていたものを然るべく変更をします。つまり、府の変更と同じように計画の必要性事業の実現性を評価して一部区間廃止、一部修正というようなことでそれがとりわけ、先ほど岸辺の駅の北側のところが府の変更にも連動するということですね。

11 ページの全体図のちょうど真ん中岸辺駅の北側の D と打ち込まれている区域が、先ほど府のほうの、4 ページのほうの F の変更にも重なるというか連動するということで、その場所は特に 12 ページ、要するに岸部の吹田操車場跡地まちづくりにも連動して、12 ページの右側の黒いラインを新規に吹田市としてはつなげるような形をとって、当初あった点線で打ち出されている南千里岸部線ですか、こういう形で岸辺駅北交通広場のところへつなげるような計画だったものをこれは廃止して黒い線に修正をすること等が出てきて、今の箇所と関連して議案 3 で用途地域の微修正が制度枠組み上必要になるということです。15 ページの変更の内容というのが結局さっきのお話でこうするということなんだけど、ほとんど動きはないですね。これちょっと皆さん、お分かりにくかったんじゃないかと。つまり、さっきの岸部北の道路の修正、計画の修正に伴って関連地域の用途地域の一部変更が必要になるということのようなんですが、これは見てもよく分からない。19 ページの変更前後というのがカッコ書きで打ち出されているというんですが、カッコ書きはヘクターレベルでは数字変更としては出てきてませんよね。ちょっとそこ重ねてご説明いただいたほうがいいのかな。20 ページのこの A 3 の右側に、20 ページの右側に準工業地域から第二種中高層住居専用地域へというこの白矢印があるんですが、その下にさらに今度は第二種中高層住居専用地域から準工業地域へというこの矢印があるんですが、矢印の中の数字は同じで、要するに用途地域がこういう形で同じ分量、交換されることになるという、そういう話ですね。さらにそれに関わって同じ地域関連で高度地区境

界も数字処理、いわば変更、0.1ヘクタール分第三種高度地区と第四種高度地区でずれが発生することになるということですか。まず、ちょっと第2議案の吹田市の岸部北の道路変更と関連した議案3と4、とりわけ3は、ほとんど変更はないという受け止めでよろしいかということ、まず私からの確認要請、お答えいただきたい。どうぞ。

天野主査 都市整備室、天野でございます。用途地域と高度地区の面積の変更がないのはなぜかというところでご質問なんですけれども。こちらにつきましては、計画書は整数表記で出しますので。

吉田会長 何表記。

天野主査 整数表記です。整数で表記をいたしますので、今回の変更は0.1ヘクタールの増減ということで計画書には表現されてこないということになっております。

吉田会長 19ページは、この19ページのカッコのところ、整数ということという変更はないということですよ。変更前後と書かれているんですが、数字は変わっていないので変更はないという理解でいいのですか。はい、お願いします。

天野主査 計画書の表記については、変更はございませんけれども、微少な約0.1ヘクタールという面積については、変更はあるということでございます。

吉田会長 はい、じゃあそういうことで。私のほうからのとりあえずの確認は終わらせていただきまして、皆様方のほうからここら辺がよく分からないというふうなご質問、さらには、これはいかなものかというようなご意見、お出しいただきたく存じます。どうぞ、どなたからでも。

A委員 府決定の部分なんですけど、6番の春日豊津線なんですけど、都市計画決定は廃止するという案ですけれども、現道を見ますと多分千里山から関大前の駅の間はかなり狭隘な区間があって、道路の両側に歩道がない、8メートルで車が対向するのにいっぱいぐらいの箇所があると思うんですけど、そういった交通安全上の配慮というのはどう考えているのかというあたりを聞かせていただければと。

船木参事 道路公園企画の船木でございます。大阪府としましては都市計画道路として事業を行う予定はないということですが、一般交通安全対策事業等によりまして、府道としての道路管理者として安全対策事業を行っていくことは常にやっていきます、ということです。

A委員 具体的には何か方針はお持ちなんですか。例えば、歩道を通そうと思えば車線数を減らすしかないと思うんですが。

船木参事 具体的にはこういう計画を持っているというのは、お聞きはしてありませんけど、・・・グリーンベルト、グリーンの歩道空間をとったりしているところはあります。

吉田会長 ほかに。どうぞ。

B委員 Bですけれども、都市計画の道路を廃止するということになりますと、今までこれは2階建て以上でしたかね。鉄骨で潰しやすい建物というようなことでしたが、廃止になるということでそこへはそういう規制はかからないということでしょうか。

天野主査 そのとおりでございます。

B委員 はい。私は今春日に住んでおるわけですがけれども、この春日の計画がなくなるということで大変交通の便も通学路等の問題からするといいんですが、ものすごく中途半端なんです。結局、これがその新御堂を突き抜けていますけれども、このちょっと行ったところに道路があるわけですよ。間道といいますか、抜け道みたいな。それが回り道をしないと、ここから行くと新田小学校とか新田中学校にみんな回って行かなければならないので、ここにライゼボックスという、簡単な鉄骨2階建ての、その下を通っているわけです。要は通ったらあきませんよということ書いてあるんですが、みんなそこが便利だから通るわけですよ。ということはこういう道路ができるということによって生活をしている人からすれば、できてくれれば多少便利になるけれども、なくなってしまうということで通路的になくなってしまいます。

それを、生活をする人のためにそこに何らかの形で吹田市として設ける必要、生活道路的な道路を設ける必要があるのではないかなど、いうように思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

吉田会長 はい、お願いします。

船木参事 道路公園企画室、船木でございます。先ほども申しましたとおり、都市計画道路は当然幅員も決定されておりまして、当然広幅員な高規格道路というものが事業として予定されておるというところについては現在の財政状況からみて事業化は難しいと判断をされているというところで、今おっしゃるように生活道路としてどういうものがその場所にどの位置に必要なのかというのは個別具体的に今後一般理由でありますとか、いうことでどう対応していくのかという話になるかと。

B委員 予算づけしていただいて、ぜひ。

吉田会長 という要望が出たということで記録に留めていただければ。

はい、ほかにご意見いかがでしょう。府の問題、一部重なるのですが吹田市の似たような財政的なことも含めての必要性、実現性というようなことでの縮減、変更、そのままお認めしてよろしいでしょうか。どうぞ。

C委員 二点ほど教えていただきたいんですけど、一点目は具体的なんですが、府の計画決定の南千里岸部線、これを廃止して新たに同じように似たようなルートですけども、市の計画決定で岸部中千里丘線がつくられるということなんです。それは府のほうで住宅地を通過して非常に工事がこのままではできないからルートは変えるんやと、それからもう一つは操車場跡地開発に関連して市のほうがいいだろうと、こういう単にそういう理由やいうふうに考えていいんでしょうか。

吉田会長 はい、どうぞ。

上野総括参事 吹田操車場跡地まちづくり室の上野でございます。今、委員のご質問ですけども、吹田操車場の跡地のまちづくりを行う際に、北側の部分、操車場の一番端に新たな都市計画道路を一本計画決定しております。その際に、既存の南千里岸

部線、このネットワークを見直す必要があるんじゃないかということ、その当時の本市都市計画審議会でもご議論いただいたという中で、次の見直しにつきましては、今回の都市計画道路案に変更をしていきたいということで協議、検討を重ねてきました。先ほど説明がありましたように、正雀下水処理場の廃止、その用地の活用、そういうものを勘案して早期事業化完成に向けて、今回変更させていただいたというところでございます。

Ｃ委員 ありがとうございます。

吉田会長 はい、どうぞ。

Ｃ委員 もう一点なんですけども、これは別にどこの路線ということではないんですけども、ここにある府の計画決定の路線がかなり大幅に見直されるということで、その理由は交通量が変化しましたよとかいうのがあるんですけども、概ね、財政事情によるものなんだろうなと思うんですよね。府にとっては財政事情が変わったからやめますということで簡単にそういう話になるんだろうけれども、長いこと、これ都市計画道路が実現しないまま、私の近所でも名神の下をずっと、今度廃止になったんですけどね。長いこと、いつかは通るのかな、通らないのかなという宙ぶらりんの状態で半ば権利制限みたいなことはされてきたわけですよね。それに対して府のほうから何か一言あってもいいんじゃないかなという気が僕は漠然とするんですけど、どうですか。

吉田会長 府からの住民に対するご説明がなかったのではないかな。

Ｃ委員 あるいは、ご迷惑をおかけしましたとか。

吉田会長 私自身、ちょっと把握してないんですけど、計画がある限りにおいてということで一定の規制で、その規制されそうだというふうなことで、宙ぶらりんとおっしゃられたのですが、具体的にどのような縛りというか不利益があったのか。

Ｃ委員 例えば新しいところが仮に滞沈してしまって、新しいのを建てようかというときには必ず言ってきますよね。ここ都市計画道路ですよ。建ったらいずれ壊します

よ。だからリスクをしょってやってくださいねとか言いますよね。そういう形でずっと来られて、ある日大阪府はお金がないんです、やめますなんて、それは果たして住民さんに対していいのかなという気が漠然とするんです。府から何かそれに関する釈明とかなかったんでしょうか。

吉田会長 いかがですか、はい。

船木参事 道路公園企画室、船木でございます。一応住民説明会ということで吹田市報にも載せていただきまして、個別に地権者の方にお知らせをさせていただいて、合計三回開催させていただいて90名の方が出席なされたという、説明会は実施しております。今、委員がおっしゃるように、その場でも同じ質問と苦情といたしますか、というのは当然出ておりました。当然、今まで権利制限をかけられてきて急にはずされると、何らかの補償はないのかというようなご意見はございました。現在、具体的に補償するというような制度はございません、という説明になっておりますけれども、行ってこうこうこういう理由で都市計画道路としては廃止させていただくという説明をする場は一応持たせていただいておりますというところです。

吉田会長 はい、どうぞ。

C委員 行政の仕事というのは公のもんですと、ある程度、当然一方住民義務というのは出てくると思うんですし、いろんな制限は当然伴うでしょうけどれども、やっぱりその辺は行政がもう少し謙虚であってほしいなと思っていまして、それだけ申し上げて終わります。

吉田会長 ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。どうぞ。

D委員 国循がいよいよ岸部のほうに移転するということが決定されて、府も決定策も取りやめて市で早目に対応できるように建設するということなんですけども、これは病院の予定地の目の前の話だと思うんですけども、国循には今の藤白台のところでも遠くは兵庫県だとか、あるいは大阪の東大阪あたりとか結構遠くから救急車が来ていると思うんですけども、どうですか、今、藤白台には中央環状線、あるいは万博

の外周道路とかいうあたりで結構救急車というのは早目に、渋滞も避けて早目に到達していると思うんですけども、岸部になったときにこれ、大阪高槻京都線がいわゆるメイン道路になりますよね。その辺で、救急車が通りやすいような、いう方法を、これは吹田からの救急車は25分とかそこらあたりで到着できると思うんですけども、ほかからの救急車がやっぱりスムーズにアクセスできるようなそういうようなことを地元市としても考えていかなあかんと思うんですけども、その辺はどうですか。必ず、やっぱり今に比べたら大分到着時間はおくれるんじゃないかなと思うんですけども。その辺の対応なんかはどうですか。別にこれは吹操の担当に聞いたってなかなか、吹操の担当は自分のところだけしかやってないんで。全体の話やと思うんですけども、道路関係はどう考えてはりますか。

吉田会長 はい、お願いします。

後藤道路公園部長 新たな国循へのアクセスのお話ですが、市民病院も移転するというので、どこかに移ればどこかからは便利になって、どこかからは不便になるとか、それはもうしょうがないことやと思うんですけど、それをどうカバーするかというお話やと思います。少なくとも国循に関しては駅の真ん前、駅近になりますので、神戸から京都方面に関しては非常にアクセスが便利になると。それから吹田インターチェンジからの距離にしましても、大阪高槻京都線が渋滞する時間帯についてはそういうことが起こり得るんでしょうが、常に慢性的に止まっている状態でもない。ほかからのアクセスのルートもあるということで、確かに今の循環器病センターの位置からすればそういうご指摘もあろうかと思えます。この都市計画道路が完成をいたしますと、また様相も少し変わってアクセスがしやすくなるかなと。今回のその整備というのはそういう意味もございまして、車それから電車その他ヘリコプターもあるんでしょうし、さまざまなアクセスを総合しますとかえって新たな国循の位置のほうアクセス条件がいいのかなと。きょうは道路の話なので、道路に関してだけ言えば、若干不安は残りますが、豊中岸部線についても改善をしていきたいと思っていま

すので、ぜひ、いいアクセス環境になるようにと努力はしていきたいと思っています。

D委員 はい、委員長。

吉田会長 はい、どうぞ。

D委員 だから、駅近だから電車で来る人には非常に便利だと思うんですけども、今日は道路の話をしているので、やはり救急車で運んで来られる場合に時間が今よりも余計にかかると、僕は思っているんですけども。だから、その周辺、本当に兵庫県だったり京都府にも言えると思うんですけども、やはり推奨できるような道路とか、そういうのをやはり今のうちから検討を重ねていって国循がオープンするまで5年とか6年とかかかりますので、やはりその吹田市としては救急車で来られる場合にはこの辺の道路を通してほしいとか、そういう時間が短縮できるようなそういう方法をやっぱり地元市としては考えていく必要があるんじゃないかと思えますけど。これは今言たって結論が出るわけではありませぬので、できるだけオープンまでに救急車がスムーズに到着できるようなそういうのを検討しておいていただきたいと思えます。要望にしておきます。

以上です。

吉田会長 要望があったと、記録に留めていただきたく思います。

ほかに、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

E委員 すみません、一点確認させていただきたいんですけども、先ほど他の委員さんからご指摘があった、豊中岸部線の春日の部分なんですけども、現況をもう一度見せていただいてよろしいでしょうか。これ、今もう完全に通ってないですよ。で、これをはずしたら完全に通らないということがほぼ事実上決定するんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどのように認識されていますか。

船木参事 道路公園企画室、船木でございます。その都市計画道路につきましては、現在そこに現道が存在しているものではございませんので、おっしゃるとおり計画が廃止されますと、そこに動線はできないということになります。大阪府見解としまし

ては、旧の中央環状線と広域的な道路網でいきますと、旧中央環状線と豊中市道により東西の交通ルートは確保できるというようなことで廃止ということになっております。

E 委員 一応確認だったので、すみません、ありがとうございます。

B 委員 一つよろしいですか。

吉田会長 はい、どうぞ。

B 委員 今、春日なんですけれども、千里の丘陵がありますね、丘陵というか竹林がありますね、裏に。あの路線がつくことに基づいて、あの裏側の竹やぶ等を公園化するというような話も大阪府からあったんですけど、その辺の計画もこれに見合わせてなくなってしまうというようなことになるのでしょうか。

吉田会長 はい、ご回答。

武田参事 都市整備室、武田でございます。今前面のスクリーンに出ています、青いところが今おっしゃる豊中岸部線の廃止しようとするところなんですけれども、左側の縦に緑色でお示ししています、その真ん中に、すみません、見にくいんですけど、黒の線が入っている、あそこが豊中市と吹田市の市の境界線でございます。今おっしゃいます区域ですけれども、緑色のところが服部緑地という、これも一つの都市計画でございます。豊中市と吹田市を合わせて服部緑地という都市計画緑地になっておりまして、その豊中岸部線より北側については、今は都市計画決定がされておる。で、その青色の豊中岸部線の南側については事業認可という、事業を進めている手続に入っております。今おっしゃいました、緑の緑地についてですが、これにつきましては今大阪府さんのほうで緑の計画を見直されている時期でございます。今後、緑地についての方向性でありますとか都市計画についてもまた示されると思いますが、現在のところは都市計画で定まっておりますので、すぐに緑が変わるというようなことは今のところお聞きしておりません。

吉田会長 はい、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

F 委員 この都市計画道路の変更の件で、操車場あたりの府の都市計画から市の計画に変わるそのあたりはそれで、そういうものなのかなと思って、別に問題はないと思うんですけども、他の道路について普段吹田市で暮らしている、普通に暮らしている者からすれば、ここにこの道があったら便利だろうなというように普通に思うようなところの計画道路が今回廃止されるというように思うようなところなんです。いただいている資料のこの大阪府下 A 3、2 枚ものの都市計画道路見直しの基本方針概要という資料の 2 枚目の真ん中ぐらいに見直しの視点というのが書かれていまして、この見直すに当たってこれを廃止する、それから再検討する、それから継続するというのがある、その廃止というのは必要性が低くて実現性が低いと。必要性もなければ実現性も低いのは廃止だと。逆に必要性も高くて実現性も高いのは存続だということで、かつ今当然そうだと思うんですけども、その間に再検討というのがある、必要性はあると、必要性は高いけれども実現性が 30 年以内の実現性はないというように程度で書かれているんです。私はこの今回廃止される都市計画道路を見ると、実現性というのはお金に関わる場所なので、ただ難しいという実現性、問題があったとしても必要性という点についてはあるんじゃないかと思うんですけど、その点、必要性の観点についてどうお考えですか。

吉田会長 はい、船木さん。

船木参事 道路公園企画室、船木でございます。委員のおっしゃるとおり都市計画道路でございますので、当然でき上がると効果があるというのは我々も当然認識しております。必要性に関しましてもいろんな方面から検討しておりまして、例えば安全性でありますとか緑地の効果があるとか、それぞれのことについて検討して総合的に現在判定をした結果ということで現在も素案となって送られてきたものであるというふうに考えております。

F 委員 会長。

吉田会長 はい、どうぞ。

F委員 総合的というのはそうなんですけど、ここではこの見直しの視点でやはり必要かどうかというところだと思っんです。この大阪府の決定の分と吹田市の分があるんですけども、例えば吹田市のほうでいえば千里丘豊津線など、あれば便利だろうなと思う線なわけなんです。これをこう、そちらとしては吹田市としての必要性はないと、あるいは相当低いというふうにお考えをしているのですか。

吉田会長 千里丘豊津線についての必要性判断、低いという判定だということのようですが、もう一つ納得しにくい。はい、船木さん。

船木参事 道路公園企画室、船木でございます。市の都市計画道路の見直しに関しましては、まずこの素案を受けましてそれに基づきまして市のほうは検討を開始しているというところがございます、当然都市計画道路、道路網というのは府道市道合わせて効用を全うするものであるというところから、先ほどもご説明させていただきましたけれども、終点部におきましては阪急の踏切がある、またはその先の服部西之庄線等々の廃止が大阪府のほうで決定されたということもございましたので、本市のほうとしてもこの道路については終点側の交通処理には問題があるというところで廃止というふうにご決定させていただきました。

F委員 会長。

吉田会長 はい、どうぞ。

F委員 あと、これ府とそれから市の分がありますけれども、この府のほうの廃止については今この市のこの都市計画の審議会で話し合われたあとに、この府のほうの都市計画の審議会で話し合われるというような過程の流れになると思っんですけれども、懸念するところとしては、当然府としてもこれが吹田市の中にある都市計画道路なんだから、当然その地元たる吹田の意見が必要だというのは当たり前のことで、それでこのたびここで諮問されているわけなんです。そういうことだと、ここでの決定、要するにここで廃止を認めると、要は要らないというふうにご吹田市が言うと当然大阪府としても地元の吹田市が要らないと言っているんだから当然要らなくても問題はな

いよねという話になるのが何というか、ものの筋としてそうなるんじゃないかと私なんか素直に思うんですけれども。ここは、要はこの都市計画は大阪府がやる都市計画の道路であって、それをやめることを吹田市自身がお墨つきを与えるようなことになってしまうんじゃないかと思うんですけど、その府と市の関係というか、意思決定の流れについてはどう思われますでしょうか。

吉田会長 はい、お願いします。

武田参事 都市整備室の武田でございます。手続としましては今、委員がおっしゃるとおり吹田市の意見を大阪府のほうから意見を求められているという状況で今、今回本日の場でご意見をいただいているところでございます。都市計画法の手続では吹田市の意見を大阪府のほうに提出しまして、その意見と府民の意見、市民の意見も含めて縦覧期間を設けて大阪府さんのほうはそれを都市計画審議会に諮られるという制度でございますので、今、委員がおっしゃるとおり、吹田市の意見、それからほかの各市の意見もあると思いますけれども市民の意見、府民の意見と合わせて都市計画審議会に諮られていくという状況でございます。ですので、吹田市の意見が大阪府のほうにお返しするのはこれからという状況でございます。

吉田会長 はい、よろしいでしょうか。はい、ほかに。ご意見、ご質問どうぞ。

G委員 12ページなんですけれども、先ほど、ほかの委員さんからもご質問があったのでちょっと確認させていただきたいんですが、これ府の南千里岸部線が廃止となって新しく岸部中千里丘線になるということなんですけれども、ここはもともと南千里岸部線の地権者の方にはどのような対応をされていますか。この方たちはそれが岸部中千里丘線になるということはお存じですか。

吉田会長 はい、どうですか。岸辺駅の北の、この先ほどの府のものが廃止され市の新規計画が出されている。

上野総括参事 吹田操車場跡地まちづくり室の上野でございます。今回の変更につきましては、新たに設定させていただきます地権者の方々、それから廃止をする地権

者の方がたくさんおられるんですけども、全体の説明をする中で一応皆さんにご説明をしていながらこの案の決定に、計画をしてきているということで皆さんがご承知だというふうに判断しております。

吉田会長 はい。

D委員 地権者の方の地元の説明会というのは行われたわけですか。

吉田会長 どうぞ。

上野総括参事 行っております。

吉田会長 いつですか。

上野総括参事 4月4日です。

吉田会長 4月4日。

上野総括参事 岸部の市民センターのほうで開催させていただきました。

吉田会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

G委員 すみません、ちょうど12ページの資料で、赤い字で岸部中千里丘線と書かれている面の下の広い四角いところ、池だと思っんですけども、これは埋め立てをするということなのですか。

吉田会長 はい、どうぞ。

上野総括参事 吹田操車場跡地まちづくり室の上野でございます。計画変更に当たりますとは、住人さんの方とこういうところをどうしていきたいんだということで線形のご説明をさせてもらっております。事業につきましては、これから全部埋めるのか道路のところだけ埋めるのかとかいろんな協議の中で固まっていくのかなというふうに考えております。ただ、線形につきましては、この池の真ん中あたりになると思っんですけど、こういうところをどうしていくんだという協議で住民さんの方、それから使われている方とご協議させてもらっておるところでございます。

吉田会長 はい、どうぞ。

D委員 そうしますと、大体いつ頃から工事が始まって、いつ頃完成するとかとい

う工期の予定はまだ未定ということですか。

吉田会長 どうぞ。

上野総括参事 吹田操車場跡地まちづくり室の上野でございます。あの、先ほどご案内がありましたように、国立循環器病研究センターの開院が30年度というふうに発表されました。南千里岸部線につきましては、今まで多くの物件がかかっておりましたが、正雀下水処理場の吹田市の用地を使うだとか、できるだけ事業を早く完成させられるルート選定をする中で30年度に間に合うように逆算しまして事業の手続きをしていかなければならないんだとかというふうに思っておりますので、そういうふうに手続に入っていくことになるかなというふうに考えております。

吉田会長 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ご説明に対してのご質問、ご意見をこれで打ち切らせていただきます。議案の処理といたしましては、1号から順次確認させていただきます。

まず第1号の北部大阪都市計画道路の変更、府の決定についてご承認をいただいてよろしいでしょうか。

F委員 私は反対です。

吉田会長 反対の意見がございました。その場合は慣行としては挙手確認しなくてもよろしいですか。反対意見があったと記録に留めていただくということでよろしいでしょうか。

そうしましたら、反対の意見もあったが委員会と審議会といたしましてはご了承をいただいたと、1号議案させていただきます。

武田参事 会長、すみません。さっきの1号議案ですけれども、反対意見があったということは留めますが、すみません、挙手で議決のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。議事録はもちろん反対意見として残りますけれども、全員が反対されたのか、そこが分らないので。

吉田会長 承認はいただきました。審議会としてのご了承はいただきましたが。挙手の確認は必要ですか。

武田参事 失礼しました。すみませんでした。

吉田会長 続きまして、2号です。吹田市のほうの決定につきまして議案どおりご承認させていただいてもご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

吉田会長 はい、ありがとうございました。ご承認いただきました。

そうしましたら、それまで連動していたわけですが、先ほど確認はさせていただきました3号北部大阪都市計画地区用途地域、この変更、吹田市の決定について原案通りご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

吉田会長 はい、ありがとうございました。原案通り可決させていただいて、残してください。

4号議案、北部大阪都市計画高度地区の変更、吹田市決定について原案通りご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

吉田会長 はい、ありがとうございました。これもまた可決させていただきました。

そうしましたら、ここで市の職員の皆様方に関連してご参加いただいておりますが、ご退席いただいてもよろしいかと存じます。ご苦労さまでした。

審議事項、以上4件処理させていただきましたので当初の計画どおりですが報告事項に移らせていただきます。報告事項といたしまして吹田市の都市計画マスタープラン、この見直しについてのご報告をいただくことになっております。よろしくお願いいたします。

清水主査 恐れ入ります。都市整備室の清水でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料4でございます。都市計画マスタープランの見直しにつき

ましてご報告させていただきたいと思います。お手元の資料に沿いまして正面のスクリーンでご説明させていただきます。

吉田会長 はい、お願いします。

清水主査 都市計画マスタープランの見直しにつきましては、昨年度本審議会におきましてご意見頂戴するなど見直しの検討を進めているところでございまして、本日はこれまでの経過やその進捗等につきましてご説明させていただきたいと存じます。

まず、概要でございます。都市計画マスタープランとは市の都市計画に関する基本的な方針、先ほどご審議いただいたような具体的な都市計画を決定するに当たりまして、基本的な方針を定めたものでございます。都市計画法第18条の2に規定されております、策定が平成16年の3月でございまして、目標年次は概ね20年先としておりますが、原則として10年ごとに検証し必要となるものについて見直しをするものとしております。ちょっと正面で字が小さくて見づらくて申し訳ございません。都市計画マスタープランにつきましては、吹田市本市の総合計画と、それから大阪府が策定します北部大阪都市計画区域マスタープランに則して定めるものとされております。この都市計画マスタープランに沿いまして具体的な都市計画を定めていくところでございます。昨年度の検討経過といたしまして、まず本審議会の開催経過でございます。平成24年の7月に開催いただきました第1回の都市計画審議会につきましては見直しの概要と、それから、こういった見直しを進めるに当たりまして集中的にご審議いただく場としまして、吹田市都市計画審議会条例第6条に基づきます常務委員会の設置をお願いしたところでございます。また第2回につきましては、常務委員会が既に2回開催されておりましたのでその審議経過の報告と3,000名の市民の方にアンケート調査を行っておりましたので、その速報値のご報告をさせていただいております。平成25年2月の第3回につきましては市民アンケートの確定値と都市計画マスタープランにかかわる関連施策の進捗状況のまとめについてご報告させていただいたところでございます。

続きまして、常務委員会の開催経過でございます。平成24年8月24日に第1回常務委員会を開催いただきまして、現行の都市計画マスタープランの概要や平成23年度に実施した社会情勢の動向や上位関連計画等の動向についての現況調査の結果概要についてご報告をさせていただいております。

また、市民アンケート調査を行う前でしたので、その内容等につきましてご意見を頂戴したところでございます。第2回につきましては11月に開催いただいております。見直しの方針の策定に向けた内容と、それからアンケート調査結果の考察等についてご審議をいただいたところでございます。

今後の流れでございますけれども、24年度から具体的な検討を始めておりまして26年度を目標に見直しの方針、それから素案、原案、案と順次策定していきたいと考えております。

また、本審議会におきましては、見直しに当たりましてさまざまなご意見を頂戴する中で平成26年度には最終的な案を諮問させていただきたいと考えております。

また、今年度は市民向けのワークショップのような意見をいただく場を設けるなど意見募集を行ってまいりたいと考えております。

まず、この見直し方針を策定、この方向性で見直すという方針の策定するに当たりまして、現行の都市マスのこれまでの成果と課題の検討を行ってまいりました。方針の策定に向けて整理が必要な項目といたしまして、社会情勢や関連計画等との整合、それから先ほど市民アンケートがありました。市民の評価と今後の重要度、それから都市計画にかかる関連施策の進捗状況や今後の課題、想定される課題等につきまして整理を行ってまいりました。現在、この見直し方針の策定に向けて検討を行っているところでございまして、8月下旬頃にできましたら常務委員会を開催いただき、このあたりの部分につきましてご意見を頂戴したいと考えております。

また、本日お手元に分厚い冊子が、ひも綴じの冊子をお配りをさせていただいております。こちらは昨年度本審議会、または常務委員会においてご報告やご意見を頂戴

する際にお配りさせていただきました資料一式をおまとめしたものでございます。方針策定に向けて必要な調査結果など一式おまとめしたものでございます。資料5の1としまして都市計画マスタープラン、こういう青い冊子のもの、この内容を簡単におまとめした資料が資料5の1でございます。こういったものです。

資料5の2が先ほど申し上げました平成23年度に実施しました関連計画等の動向に関する調査の結果でございます。

資料5の3が、今年の10月頃に実施をいたしました3,000名の方々に送らせていただきました市民アンケートの内容でございます。

資料5の4がその市民アンケートの集計結果でございます。

最後、資料5の5というのが都市計画に関連する主な事業の進捗状況や今後想定される事項等についておまとめした資料でございます。

既に本審議会等でお配りをさせていただいておりますが、今回、資料として一式おまとめをさせていただいております。今後見直し方針を策定する中で、常務委員会等でご意見を頂戴しながら、案ができた段階で市民の方々にご意見を頂戴するべく意見募集をかけさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

吉田会長 各委員改めましてこのアンケート調査結果を見ていただきまして、2004年の都市計画マスタープラン、この10年目にあたる2014年、ここらでこのマスタープランの見直し修正、それをやるための基礎データにこれらなるだろうというふうに受け止めているわけです。さらなる分析等々、つまりマスタープラン2004年版の10年目での、言うなれば修正、これをどうしていくのか、夏、私ども小委員会といたしますか、で詰めていくことにさせていただいて、また皆様方にご提示させていただく、その資料だということでもマスタープランの見直しについての現時点での進捗状況、最後の5の5ですか、数ページにまとめていただいてもおりますので、これもまたお目通しをいただきたく思います。

ということで、よろしいでしょうか。はい、何かこのマスタープラン関連、ご意見、ご質問ございましたら。どうぞ。

C委員 一点だけ教えてください。5の4の結果解析データをつけていただいているんですが、一番目に回答者の属性が書いてあって、そこで母集団との比較による偏りについて書いてますよね。その後に各々のデータを書いてあるんですけど、母集団との偏りをこれ最終的には補正してデータをつくられるんですか。偏りがありますよというだけで別に補正はかけないんですか。

吉田会長 はい、どうぞ。

清水主査 都市整備室、清水でございます。補正は現時点ではかけるつもりはございません。データをそのまま、生のまま使用をさせていただきます。

C委員 読み取るほうで勝手に読み取れよということでもいいんですか。

清水主査 申し訳ございません。

C委員 わかりました。

吉田会長 はい、そういうことでよろしく願いいたします。はい、どうぞ。

B委員 何でもそうなんですけれども、アンケートをとってアンケートをまとめてアンケートを分析するということはものすごくエネルギーが必要なんですけれども、そうすると例えば、11ページに現状評価というところで歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されていない、そう思わないというのが多いんですよ、これマイナスのほうですが。ということは、こういうようなアンケート調査をして、ただ単純にアンケートをしたということだけではなくて、これに対して市としてどういう方針を持って来るかというようなことを今後考えていただかなあかんなど。

吉田会長 もちろん、そのための、まさにマスタープラン修正のためのデータという受け止めをしております。

B委員 マスタープランをただ、これも計画だけの話ですから、やっていかなければならないものは色々、そういうこともやらなければならないことがあるかと思う

んですけれども、そういうようなことをやはり考えていただかないとあかんのではないかなと。マスタープラン10年に1度、変更するんやということだけでは、子どもに事故が起こったらどうなるのということになりますから、今現在本当にやらなきゃならないことについては、それぞれがやっぱり考えていってもらわなければならないのではないかなというように思います。それだけです。

吉田会長 はい、ご意見ありがとうございました。確かに、ご意見が出てきている限り、緊急性を読み取って10年計画に反映なんて言っていられない問題、それを言うなれば洗い出していく必要も当然あるかと思っております。ご意見ありがとうございました。

そうしましたら、そういうことで吹田市の都市計画マスタープラン、これも見直しを進めていくということでご承知おきいただければということで報告事項終えたく思います。それ以外、その他何か事務局のほうでご用意ございますか。

松本室長 特にございません。

吉田会長 そうですか。そうしましたら、都市計画審議会といたしまして、本日用意させていただいたものは全てこれで終わることになります。終了とさせていただきます。各自議事進行にご協力くださいますと、ありがとうございました。これで閉じさせていただきます。

(終了)